

契約弁護士等に対する苦情等の調査等に関する規程を次のように定める。

平成18年12月19日

日本司法支援センター
理事長 金 平 輝 子

契約弁護士等に対する苦情等の調査等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、契約弁護士等（日本司法支援センター（以下「センター」という。）との間で、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第30条に規定する業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項について、センターが、法律事務取扱規程及び審査委員会運営規程に基づいて行う調査等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(地方事務所長・支部長による苦情の取扱い)

第2条 センターの地方事務所長・支部長は、別に定める「日本司法支援センター苦情等取扱規程」（以下「苦情等取扱規程」という。）に基づいて、契約弁護士等の業務に関する苦情（以下「第一種苦情」という。）を事務局長から引き継いだときは、苦情の対象とされている契約弁護士等（以下「苦情対象者」という。）が、当該地方事務所に対応する弁護士会、司法書士会その他隣接法律専門職者団体（以下「弁護士会等」という。）に所属しているかどうかを確認する。

2 前項に基づく確認の結果、苦情対象者が、他の地方事務所に対応する弁護士会等に所属していることが判明したときは、地方事務所長・支部長は、関係書類を当該弁護士会等に対応する地方事務所長に送付して苦情を移送する。

3 地方事務所支部長が第1項に基づく確認を行った結果、苦情対象者が当該地方事務所に対応する弁護士会等に所属していることが判明したときは、地方事務所支部長は、関係書類を地方事務所長に送付して、地方事務所本所に苦情を移送する。

(地方事務所長による調査等)

第3条 地方事務所長は、前条に基づき苦情対象者が当該地方事務所に対応する弁護士会等に所属することを確認したとき又は地方事務所支部若しくは他の地方事務所から第一種苦情の移送を受けたときは、所要の調査等を行う。

- 2 地方事務所長は、前項に基づいて調査を行うときは、苦情対象者の所属する弁護士会等に対し、調査を依頼し又は意見を求めることができる。
- 3 地方事務所長は、所要の調査等を終えたときは、措置の当否に関する意見を付して調査結果を理事長に報告する。
- 4 地方事務所長は、前項に基づき、措置を相当とする旨の意見を付して報告するときは、苦情対象者の所属する弁護士会等に対し、あらかじめその旨を通知する。
- 5 地方事務所長は、当該苦情が措置の理由にならないことが明らかなきときは、前四項に規定する手続に替えて、その旨を苦情等取扱簿に記載する取扱いとすることができる。

(理事長による調査等)

- 第4条 前条第3項に基づく報告を受けた理事長は、必要があると認めるときは、地方事務所長その他適当な職員に所要の補充調査を行わせることができる。
- 2 理事長は、苦情対象者に対する契約に基づく措置に関する事項について決定をしようとするときは、措置の当否及び措置を相当とするときにあつてはそのとるべき措置の内容に関する意見を付して審査委員会の審議に付する。
 - 3 理事長は、前項に基づいて措置を相当とする旨の意見を付して審査委員会の審議に付するときは、苦情対象者の所属する日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会その他隣接法律専門職者団体に対し、あらかじめその旨を通知する。

(措置の通知)

- 第5条 理事長は、審査委員会の議決に基づいて措置をとったときは、措置の対象となった契約弁護士等の所属する日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会その他隣接法律専門職者団体に対してその旨を通知する。
- 2 理事長は、第3条第3項の報告を行った地方事務所長に対し、審査委員会の議決の内容及び議決に基づいてとった措置を通知する。
 - 3 前項に基づく通知を受けた地方事務所長は、苦情等取扱規程にしたがい、事務局長に指示して、苦情申出者に対する通知など、所要の措置を行わせる。

(苦情以外を端緒とする案件の地方事務所・支部における取扱い)

- 第6条 地方事務所・支部の職員は、契約弁護士等について、法律事務取扱規程に規定する措置の要件に該当する事由その他措置の原因に該当する事由を認知したときは、事務局長にその旨を報告する。
- 2 前項に基づく報告を受けた地方事務所・支部の事務局長は、関係書類を地方事務所長に引き継いでその内容を報告する。
 - 3 前項に基づき報告を受けた地方事務所長については第3条の規定を、地方事務所長から報告を受けた理事長については第4条の規定を、措置に関する通知については第5条をそれぞれ準用する。

(苦情以外を端緒とする案件の本部における取扱い)

第7条 本部の職員は、契約弁護士等について、法律事務取扱規程に規定する措置の要件に該当する事由その他措置の要件に該当する事由を認知したときは、所属する本部事業部課室の長にその旨を報告する。

- 2 前項に基づく報告を受けた本部事業部課室長は、関係書類を地方事務所長に送付して案件を移送する。
- 3 前項に基づき案件の移送を受けた地方事務所長については第3条の規定を、地方事務所長から報告を受けた理事長については第4条の規定を、措置に関する通知については第5条をそれぞれ準用する。

附 則

この規程は、平成19年1月4日から施行する。